

益田市規則第 27 号

益田市人材育成基金条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、益田市人材育成基金条例(平成 28 年益田市条例第 42 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

第 2 条 益田市人材育成基金(以下「基金」という。)に対し寄附を行おうとする者は、寄附申出書(別記様式)により申し出るものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の受入れを拒否し、又は収受した寄附金を返還することができる。

(1) 寄附金の受入れが公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められる場合

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合

3 市長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(公表の時期等)

第 3 条 市長は、毎年 9 月末日までに、前年度の寄附の内容及び基金の運用状況について、広報及びインターネットを利用する方法で公表するものとする。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

益田市長 様

住 所
氏 名
電話番号

㊞

寄 附 申 出 書

益田市の持続的発展に資する人材育成を目的とする事業の推進を図るため、益田市に寄附をしたいので、下記のとおり益田市人材育成基金条例施行規則第2条第1項の規定により申し出ます。

記

寄附金総額 _____ 円

氏名の公表

寄附についての公表において匿名を希望する場合は、括弧に○印を記入してください。寄附の内容のみを公表します。

() 匿名を希望します。